

ご存じですか 福祉医療費助成制度

市では、福祉医療費の自己負担分の助成を、次のように実施しています。該当すると思われる方は、手続きにお越しく下さい。

●あらかじめ申請し、福祉医療費受給者証の交付を受けていただく必要がある方

助成制度	対象
乳幼児等福祉医療費	中学校3年生までのお子さん (15歳到達後の3月31日まで) ※4月1日から外来分についても中学校3年生まで拡大
重度心身障害者 福祉医療費	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ●身体障害者手帳1級、2級、3級 ●療育手帳A1、A2、B1 ●精神障害者保健福祉手帳1級、2級(所得制限あり) ●戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)と身体障害者手帳4級の両方
母子家庭等福祉医療費	母子家庭のお母さんとお子さん・両親のいない家庭のお子さん (お子さんの年齢が18歳到達後、最初の3月31日まで)
父子家庭福祉医療費	父子家庭のお父さんとお子さん (お子さんの年齢が18歳到達後、最初の3月31日まで)

●医療費を支払ってから申請していただく助成できる方

対象
自立支援医療受給者証(精神通院)支給認定者

助成内容

自立支援受給者証(精神)で受診された医療費の自己負担分の1/2を助成

医療費を支払った月の翌月に1カ月分をまとめて申請してください。

※自己負担分とは、皆さんが加入している保険機関が9割から7割を医療機関に支払うため、あなたが負担する残りの1割から3割までのことをいいます。

詳しくは、福祉課障害・給付係(内線154・155)へどうぞ。

6月1日～7日は

全国水道週間です

平成20年度スローガン

「ただいまアー 蛇口ひねって 水ゴクリ」

私たちの生活に欠かすことのできない『水』、皆さんの家庭に届くまでにはたくさんのエネルギーを必要とします。この機会に、あらためて『水の大切さ』について考えてみましょう。

水道料金で支えられている水道事業

水道事業は「独立採算」を原則に民間企業と同じように公営企業として運営されています。水道水を供給するには多額の費用が掛かるため、皆さんにお支払いいただく「水道料金」で支えられています。水道料金は、安全・安心な水を安定して供給するための水道管の敷設や施設の維持管理、漏水対策や地震対策の費用などに使われています。具体的には、老朽化した管を地震に強い管に取り替えたり、配水タンクの補修や清掃をしたり、日常的な漏水探査により漏水している管を早期に見つけ修理しています。

定期的な漏水点検をしてください

敷地内に埋めてある水道管や宅内で漏水があつては大変です。一度、漏水点検をしてください。

点検の方法は簡単です。家中の水道の蛇口を閉め、メーターのバイロット(銀色のコ



手続きをお忘れなく!!

児童手当の 「現況届」・「認定請求」などの ご案内

「現況届」などの受け付けが始まります

現在、児童手当を受けている方には、「現況届」の案内を6月上旬に各家庭へ送付しますので、同月中に手続きを行ってください(受け付け日程は、右表参照)。

請求忘れはないですか?

現在、児童手当を受給していない方が手当を受けるためには、認定請求の手続きが必要です。

認定請求手続きをお忘れの方や、以前に所得制限(右表参照)などで受給できなかった方でも、受給できる場合がありますので、お問い合わせください(児童手当は、請求した翌月から支給されるため、5月中に認定請求手続きを行なうと6月分手当から支給されます)。

詳しくは、福祉課障害・給付係(内線154)へどうぞ。

現況届受け付け日程

月 日	会 場	時 間
6月17日(火)	駄知公民館1階・会議室	9:30~12:00 13:00~16:00
6月18日(水)	文化プラザ1階・ルナホール	9:30~12:00
6月19日(木)		13:00~16:30
6月20日(金)		17:00~19:00 (※19日・20日のみ)
6月24日(火)	肥田公民館1階・会議室	9:30~12:00 13:00~16:00
6月25日(水)	鶴里公民館1階・図書室	9:30~12:00
6月25日(水)	曾木公民館1階・図書室	13:30~16:00
6月26日(木)	ウエルフェア土岐3階・大会議室	9:30~12:00
6月27日(金)		13:00~16:00

※どの会場でも手続きできますので、ご都合の良い日時・会場にお越しください。

平成20年度所得制限の限度額表

扶養親族 などの数	児 童 手 当		特 例 給 付	
	所得限度額	給与収入の目安	所得限度額	給与収入の目安
0人	460万円	652.5万円	532万円	733.3万円
1人	498万円	695.6万円	570万円	775.6万円
2人	536万円	737.8万円	608万円	817.8万円
3人	574万円	780.0万円	646万円	860.0万円
4人	612万円	822.2万円	684万円	902.2万円
5人	650万円	864.4万円	722万円	944.4万円

※「扶養親族などの数」は、税法上の控除対象配偶者および扶養親族の数をいいます。
 ※表の「特例給付」の欄は、厚生年金などに加入している方のみ適用されます。
 ※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方は、1人につき6万円が上記の額に加算されます。
 ※扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額になります。

水道メーター取り替え工事にご協力をお願いします

水道課では、毎年、検定期限が満了するメーターの取り替え工事を実施しており、本年度も次の日程で1回目の工事を実施します。

工事は、市水道工事指定店が施工しますが、皆さんの敷地内で施工させていただきますこととなりますので、ご協力をお願いします。

なお、メーターを取り替えた月の使用水量は、取り替え業者が検針し、「お知らせ票」



パイロットマーク

マ・写真参照)を見ます。少しでもパイロットが回っている場合は漏水の疑いがありますので、速やかに市水道工事指定店に修理を依頼してください。

詳しくは、水道課内線121~127へどうぞ。

10月1日から「水道使用の休止制度」が始まります

長期間にわたって水道を使用されない場合は、休止届を提出されますと、休止期間中の水道使用料金は無料となります。

◆受け付け 9月1日(月)から ※11月検針分(12月請求分)から適用されます。

◆手数料 2,500円 ※使用再開時も、同額の手数料が必要となります。(メーター脱着費ほか)

詳細については、本紙7月1日号(予定)でご案内します。

をお届けします。

実施日程 6月1日(日) 15日(日)

対象地区 泉町

施工業者 土岐市管工事協同組合(☎555327)

(有)大野水道工業所(☎541846) 東濃設備工業(株)

(☎550666) (株)猪野

設備(☎543835)